

認知症対応型共同生活介護『グループホーム西谷山』入居者契約書

目 次

第1章 総 則

- 第1条 (契約の目的)
- 第2条 (契約期間)
- 第3条 (認知症対応型共同生活介護計画の決定・変更)
- 第4条 (介護保険給付対象サービス)
- 第5条 (契約期間と利用期間)

第2章 サービスの利用と料金の支払い

- 第6条 (サービス利用料金の支払い)
- 第7条 (利用の中止・変更・追加)
- 第8条 (利用料金の変更)

第3章 事業者の義務

- 第9条 (事業者及びサービス従事者の義務)
- 第10条 (守秘義務等)

第4章 契約者の義務

- 第11条 (契約者の施設利用上の注意義務等)

第5章 損害賠償（事業者の義務違反）

- 第12条 (損害賠償責任)
- 第13条 (損害賠償がなされない場合)
- 第14条 (事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

第6章 契約の終了

- 第15条 (契約の終了事由、契約終了に伴う援助)
- 第16条 (契約者からの中途解除)
- 第17条 (契約者からの契約解除)
- 第18条 (事業所からの契約解除)
- 第19条 (精算)

第7章 その他

- 第20条 (苦情処理)
- 第21条 (協議事項)

認知症対応型共同生活介護『グループホーム西谷山』利用契約書

_____様（以下「契約者」という。）と社会福祉法人陵風会 理事長徳田恵子（以下「事業所」という。）は_____様（以下「入居者」という。）がグループホーム西谷山（以下「事業所」という。）において、事業者から提供される認知症対応型共同生活介護サービスを受け、契約者がそれに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第1章 総 則

第1条（契約の目的）

グループホーム西谷山とは、要介護状態であつて共同生活を営むことに支障のない程度の認知症状態にあると認定を受けた契約者に対し、介護保険法令の趣旨に従い、入居者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。

事業者が契約者に対して実施する認知症対応型共同生活介護サービスの内容、利用期間、費用等の項目は、「別紙」に定めるとおりとします。

第2条（契約期間）

この契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

但し、契約期間満了の2日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約はさらに同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条（認知症対応型共同生活介護計画の決定・変更）

1. 事業者は、入居者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、それに沿って入居者の認知症対応型共同生活介護計画を作成するものとします。
2. 事業者は、入居者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、認知症対応型共同生活介護計画を行います。その場合に、事業者は契約者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。
3. 事業者は認知症対応型共同生活介護計画について、入居者及び契約者に対して説明し同意を得た上で決定するものとします。
4. 事業者は入居者に係る居宅サービス計画が変更された場合、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、認知症対応型共同生活介護計画についての変更の必要があるかどうかを調節し、その結果、認知症対応型共同生活介護計画の変更が認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、認知症対応型共同生活介護計画を変更するものとします。
5. 事業所は、認知症対応型共同生活介護計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第4条（介護保険給付対象サービス）

事業所は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において、入浴・排泄・食事等の介護その他日常生活上の世話及び生活リハビリ等を提供するものとします。

第5条（契約期間と利用期間）

この契約でいう「契約期間」とは、第2条に定める契約の有効期間をいう。「利用期間」とは、第2条で定められた契約期間内において、事業者が契約者に対して、現に認知症対応型共同生活介護サービスを実施する期間をいいます。

第2章 サービスの利用と料金の支払い

第6条（サービスの利用の支払い）

1. 契約者は連帯して、当事業所に対してこの契約に基づく認知症対応型共同生活介護サービスの対価として「別紙」に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者を支払うものとします。

但し、契約者がまだ要介護認定を受けていない場合及び居宅サービスの計画が作成されていない場合には、サービス利用料金を一旦全額支払うものとします。（要介護認定後又は居宅サービス計画作成後、自己負担を除く全額が介護保険から払い戻されます。）

（償還払い）

2. 契約者は、別紙第4項に定めるサービス利用料金をサービスの終了時に支払うものとします。
3. 事業者は、入居者又は契約者から別紙第4項に定める利用料金の支払いを受けたときは入居者及び契約者に対し領収書を発行します。

第7条（利用の中止・変更・追加）

1. 契約者は第5条に定める利用期間内において、認知症対応型共同生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、契約者はサービス開始日の前日までに事業者申し出るものとします。
2. 契約者が利用開始日に利用の中止を申し出た場合に、別紙第4項に定める所定の料金を事業者を支払っていただく場合があります。
3. 事業者は、第1項目に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業者が満室で契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能機関を契約者に提示して協議するものとします。
4. 契約者は、第5条に定める利用期間中であっても、サービスの利用を中止することができます。
5. 前項の場合に、契約者は、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第11条第3項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、利用終了日に精算するものとします。
6. 第4項により入居者がサービスの利用を中止し、事業所を退居する場合において、事業所は入居者の心身の状況、置かれている環境等勘案し、必要な援助を行うものとします。

第8条（利用料金の変更）

1. 利用料金について、介護給付体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。
2. 利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、入居者に対して、変更を行う日の2ヶ月前までに説明をしたうえで、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
3. 契約者は、前項の変更の同することができない場合には、本契約を解約することができます。

第3章 事業者の義務

第9条（事業者及びサービス従事者の義務）

1. 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、入居者の生命・身体・財産・安全・確実に配慮するものとします。
2. 事業者は入居者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の医師又は看護職員もしくは主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関と連帯し、契約者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
3. 事業者及びサービス従事者は、入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わないものとします。
4. 事業者は入居者に対する認知症対応型共同生活介護サービスの提供について記録を作成しそれを2年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
5. 事業者は、サービス提供時において、入居者に病状の急変が生じた場合、その他必要な措置を講じるものとします。

第10条（守秘義務等）

1. 事業者及びサービス従事者は、認知症対応型共同生活介護サービスを提供する上で知り得た入居者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、この契約が終了した後も継続します。
2. 事業者は、入居者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に入居者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
3. 前2項にかかわらず、入居者に係るほかの居宅介護事業者等との連帯を図るなど正当理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、入居者又は契約者家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第4章 契約者の義務

第11条（入居者の施設利用上の注意義務等）

1. 入居者は、居室及び共用施設敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
2. 入居者及び契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要がある場合には、事業所及びサービス従事者が契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることを認めるものとします。但し、その場合事業者は、入居者のプライバシー等の保護について十分な配慮をするものとします。
3. 契約者は、入居者が事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失・破損・汚損もしくは変更した場合には、契約者は自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
4. 入居者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者と事業者との協議より、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第5章 損害賠償（事業者の義務違反）

第12条（損害賠償責任）

1. 事業者は、この契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により入居者又は契約に生じた損害について賠償する責任を負います。第10条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。
但し、入居者は又は契約者に故意な過失が認められる場合には入居者の置かれた心身の状況を勘酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。
2. 事業者は前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第13条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には事業者は損害賠償責任を免れます。

- (イ) 契約者が契約締結時に入居者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、これを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
 - (ロ) 入居者のサービスの利用にあたって契約者が必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
 - (ハ) 入居者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない自由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- (ニ) 入居者及び事業者もしくはサービス従業者の指示・依頼に反して行った行為に、もつぱら起因して損害が発生した場合

第14条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、この契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、入居者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを契約者に請求することはできないものとします。

第6章 契約の終了

第15条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

1. 入居者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、この契約を定めるところに従い従事者が提供するサービスを利用することができるものとします。
 - （イ）入居者が死亡した場合
 - （ロ）要介護認定により入居者の心身の状況が「要支援」又は「自立」と判定された場合
 - （ハ）事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- （ニ）施設の滅失や重大な破損により、サービスの提供が不可能になった場合
- （ホ）事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- （ヘ）第16条から第18条に基づきこの契約が解約又は解除された場合
2. 事業者は、前項（イ）を除く各号によりこの契約が終了する場合には、入居者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第16条（契約者から中途解約）

1. 契約者はこの契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には契約者が契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知するものとします。
2. 契約者は、以下の事項に該当する場合には、この契約を即時解約することができます
 - （イ）第8条第3項により、この契約を即時解約する場合
 - （ロ）入居者が入院した場合
 - （ハ）入居者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合

第17条（契約者からの契約解除）

契約書は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、この契約を解除することができます。

1. 事業者もしくはサービス事業者が正当な理由なくこの契約に定める認知症対応型共同生活介護サービスをしない場合
2. 事業者もしくはサービス従事者が第10条に定める守秘義務に違反した場合
3. 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により入居者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不振行為、その他この契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
4. 他入居者が入居者身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第 18 条（事業者からの契約解除）

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、この契約を解除することができます。

1. 契約者が契約締結時にその入居者の心身の状況及び病歴要の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果この契約を契約しがたい重大な事情が生じさせた場合
2. 契約者による、第 6 条第 1 項から第 3 項に定めるサービス利用料金の支払いが 1 ヶ月以上遅延し、その支払を督促したにもかかわらず 14 日以内に支払わない場合
3. 入居者が故意又は重大な事情を生じさせた場合
4. 入院が 2 週間を経過した場合

第 19 条（精算）

第 15 条第 1 項（イ）から（ハ）によりこの契約が終了した場合において、契約者が既実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第 11 条第 3 項（原状回復義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から 1 週間内に精算するものとします。

第 7 章 その他

第 20 条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置し適切に対応するものとします。

第 21 条（協議事項）

この契約に定められない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他所法令の定める所に従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、契約者・事業者が記名捺印のうえ各 1 通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事 業 者 住 所 鹿児島市上福元町 5 6 0 4 番地

事 業 者 名 社会福祉法人 陵 風 会

代 表 者 氏 名 理事長 徳 田 恵 子 印

入 居 者 住 所

氏 名

契 約 者 住 所

氏 名

印